

議案第26号

鯖江市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例および鯖江市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

鯖江市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例および鯖江市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

介護保険法施行規則および指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例および鯖江市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(鯖江市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部改正)

第1条 鯖江市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例(平成27年鯖江市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項中「第1号被保険者」の次に「(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)」を加え、「職員の員数」を「職員およびその員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センター職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

第3条第2項中「前項の規定」を「第1項の規定」に、「地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)」を「地域包括支援センター運営協議会」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,0

00人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員およびその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

(鯖江市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 鯖江市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年鯖江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。